

**「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について**

当取引所では、「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」について、その要綱を2023年12月18日に公表し、2024年1月17日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、23件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1. 四半期開示の見直し		
1	<ul style="list-style-type: none"> 本改正案は、財務諸表の作成者・利用者等が東証「四半期開示の見直しに関する実務検討会」において議論を重ねて策定した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（実務方針）に基づき、バランスの取れた内容となっており、賛同する。今回のパブリック・コメントで様々な意見が寄せられたとしても、実務方針に基づき検討し、作成者の負担が増加することがないようにすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 見直しの方向性に賛同いただきありがとうございます。 ※ 企業負担を軽減しつつも、投資家にとって必要な情報が開示される市場環境の整備に努めてまいります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しにより、四半期決算短信に関し、複数の開示項目が追加されているが、財務諸表作成者と利用者が議論した結果を踏まえたバランスの取れた見直し案となっており、見直し案の方向性に賛成する。今回のパブリックコメントに様々な意見が寄せられると思われるが、作成者と利用者のコンセンサスである「四半期開示の見直しに関する実務の方針」にもとづき検討いただき、同方針における整理以上に作成者の負担 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>が増加することがないようにしていただきたい。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> • 改正案は東証の実務検討会の「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（以下「実務の方針」という）に基づいた内容になっており、全体としては賛同できる。今回のパブリック・コメントを経て、改正案の最終化に向けて検討が行われるが、「実務の方針」に基づくことが重要であり、四半期開示の「一本化」による財務諸表作成者の負担の軽減が実現するようにしてほしい。例えば、セグメント情報については、四半期・半期においては過度に詳細な情報を求めるのではないように検討いただきたい。 • ①開示事項 「実務の方針」に沿った内容であり、同意する。開示を義務付ける項目は、これ以上増やさないようにしてほしい。 • ②公認会計士又は監査法人によるレビュー 「実務の方針」に沿った内容であり、同意する。1Q・3Qのレビューは原則として任意ということが明確にされている点も支持する。 	
4	<ul style="list-style-type: none"> • DWGでの議論において、四半期開示制度の見直しは、市場参加者、特に海外投資家から「開示の後退」とみられるようなことがないようにすべきとの意見があったと理解している。しかしながら、東証の「四半期開示の見直しに関する実務研究会」において、負担軽減を強調する意見が少なからず表明されていた点に関して、開示の充実を重視する立場からは懸念が残った。 • 今回の見直しは、金融商品取引法上の四半期報告と東証の四半期決算短 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>信という2つの開示制度の併存する状況において、開示の重複に関して見直し、過度な実務負担の軽減を図り、四半期開示の合理化を図るものであったと理解される。その観点からは、今般廃止されることとなった四半期報告書において開示されてきた重要な財務・非財務情報について、できるだけ四半期決算短信において開示されることを確保することが期待される場所である。しかしながら、そのような趣旨とは整合的か疑義が残る意見が目立った点には失望の念を禁じ得ない。そのような発言がどのような開示姿勢につながるか、を推察すると、国内外の投資市場から「開示が後退した」とみられかねない状況になってしまうのではないかと懸念が払拭できない。これが単なる杞憂にすぎないことを願うが、東証からは、上場企業に向けて、企業に期待される開示姿勢に関する明確なメッセージが発信されることを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> この点について、2023年11月22日公表の「四半期開示の見直しに関する実務の方針」（「実務の方針」）には、「取引所において、上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示させる市場環境の整備を行う」との基本的な考え方が示されているので（同27頁）、このような考え方に沿って、実効性のある環境の整備に向けた具体的な施策が速やかに実施されることを期待したい。 	
5	<ul style="list-style-type: none"> 開示の負担軽減にとられるあまり、開示に消極的な姿勢の企業との評価につながってしまった場合、株価にはその企業に対するネガティブな評価が反映されることになりうることは十分に想定される。経営者が「株価を意識した経営」を推進しようとしている場合に、開示に消極的 	<p>※ 今般の四半期開示の見直しは、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告で示されているように、法定の四半期報告書と四半期決算短信を一本化</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>な姿勢をとることがそのような経営と整合的といえるか、疑問があることは明らかであろう。積極的な開示姿勢と消極的な開示姿勢がどのような差異につながりうるのか、開示実務担当者が理解するだけでは不十分であり、経営者にも意識していただくためにも、東証からも必要なメッセージの発信がなされることも期待したい。</p>	<p>することで開示の効率化を図り、企業負担を軽減しつつも投資家にとって必要な情報が開示される市場環境を整備していくものであります。当取引所では、当該趣旨が達成されるよう、継続的な取組に努めてまいります。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本見直しについて、「金融商品取引法の四半期報告書（第1・第3四半期）と取引所規則に基づく四半期決算短信の内容面での重複を解消し、両者を「一本化」することを通じて、コスト削減や開示の効率化を図る方向性」が本質であると理解しているが、一方で四半期決算短信に一本化されたことにより、従来四半期報告書で記載されていた内容を追加・拡充することを求めている。 ・ これは、従来四半期報告書で提出していたタイミングと四半期決算短信を提出していたタイミングで差異があった場合、当初の本質から逸脱しないために、前者のタイミングで提出することに問題ない認識でよいか。それとも業務コストをかけて従来の四半期決算短信のタイミングでの開示拡充をするよう要求している、ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 見直し後の第1四半期及び第3四半期決算短信は、これまでと同様に、決算の内容が定まり次第開示することとしており、開示時期については、各上場会社において適切に判断されることを想定しております。また、これまで四半期決算短信を開示していたタイミングにおいて追加事項を含めた開示を求めるものではありません。 ※ なお、株式市場との迅速なコミュニケーションを考慮して、四半期決算短信で開示を予定している事項の一部を先行して開示し、未開示事項の内容が定まり次第、再度四半期決算短信を開示することを妨げるものではありません。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な後発事象の注記を省略することを認めることは不適切であると考 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 重要な後発事象の注記は四半期決算短信

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1に、重要な後発事象の注記の省略を認めても上場会社にとっての負担が大きく軽減されることはないと考えられるからです。すなわち、貴取引所の有価証券上場規程402条および403条により適時開示が求められている事項以外に重要な後発事象とされるものはほとんど想定できない以上、適時開示を行うための情報収集及び開示の体制を整備している上場会社にとって重要な後発事象の注記が要求されることによる追加的な負担は考えにくいと思われます。また、上場会社は修正後発事象を財務情報に反映させることが現在の会計基準の前提となっているため、注記を要求しないとしても、後発事象を収集し、それが修正後発事象にあたるかどうかを検討し、必要な場合には修正を行わなければならないこととなります。したがって、適時開示事項と重複しているという点を考慮しなくとも、重要な後発事象の注記を求めないことによる上場会社の負担軽減はきわめて限定的なものとなると予想されます。 したがって、重要な後発事象の注記を求めないことのメリットは小さく、求めないとする必要性は乏しいと考えます。 第2に、適時開示が別個に行われていても、重要な後発事象の注記が財務情報と一体として開示されることは、投資者の判断を誤導しないために有益です。重要な後発事象の注記は財務情報本体の情報が公表時において今なお有用性をどの程度有しているかを判断するために必要とされるものだからです。すなわち、この注記を行わずに、ある四半期の経営成績または四半期末の財政状態のみを示している財務情報本体のみが開示されると重要な後発事象の結果としてすでにその情報の有用性が減殺 	<p>における開示の義務付けの対象とはしておりませんが、四半期決算短信の開示内容については、「四半期開示の見直しに関する実務検討会（以下「実務検討会」という。）」における検討を踏まえて取りまとめた「四半期開示の見直しに関する実務の方針（以下「実務の方針」という。）」にしたがった内容としています。実務の方針では、四半期決算短信の開示内容について、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の方向性も踏まえ、投資者の要望が特に強い事項を四半期決算短信に追加し、開示を義務付けることとしており、義務付けの範囲は、この考え方を踏まえた内容となっております。</p> <p>※ 公認会計士等による期中レビューを受ける場合において、財務諸表の利用者の誤解を招く開示後発事象が存在するものの開示されていないときは、監査人が経営者にその旨を伝達し、監査人と経営者の間で協議が行われ、それでもなお開示後発事象が注記されない場合には、期中レ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>されていることに気づかない投資が生ずるおそれがあります。また、他の機会に公表されている適時開示情報と四半期決算短信情報との両方を併せて情報の意味内容を判断しなければならないとすると投資者にとっては不便または非効率的であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • したがって、重要な後発事象の注記を求めないことのデメリットは無視できない程度に大きいと考えます。 • 第3に、第2点と密接に関係がありますが、かりに、公認会計士等の期中レビューを四半期決算短信について受けるという場合には、準拠性についての結論表明であるとはいえ、ミスリーディングな情報となっていることを知りながら、結論表明を行うことは公認会計士等にはその職業倫理上(たとえば、日本公認会計士協会倫理規則R111.2項。また、R115.1項)許されていないと考えられます。すなわち、準拠性についての結論表明を行う場合であってもレビュー業務を受嘱するためには、準拠の対象となる企業会計の基準(財務報告の基準)が受け入れ可能であることが要求されています。そうであるとする、重要な後発事象の開示が要求されない基準は、例外的な場合にすぎないとはいえ、受け入れ可能な基準とはいえないということになりかねません。 • また、我が国においては、監査報告書やレビュー報告書において重要な後発事象は強調事項の1つとして位置づけられており、企業が開示していることを前提に報告書を監査人は作成することになっております。他方、上場会社が重要な後発事象の注記をしていないにもかかわらず、レビュー報告書において説明事項として記載しないと四半期決算短信または四半期レビュー報告書の読者が四半期決算短信情報によって誤導され 	<p>ビュー報告書において、その他の事項として記載することについて検討されるものと認識しております。この点について、日本公認会計士協会(以下「JICPA」という。)が公表した「四半期開示制度の見直しに関する留意事項 vol 2 ～後発事象、レビュー時間編～」をあわせてご参照ください。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>るといような場合には、説明事項として記載しなければ、公認会計士等の職業倫理に反するものと思われま。したがって、上場会社が注記しない場合に、誠実な監査人(=レビュー業務実施者)としてはいわゆる二重責任の原則と職業倫理との間の板挟みとなる可能性があり、それを回避するためにはレビュー契約の解除か、結論不表明を選択することになり、それは、四半期決算短信の利用者にとって好ましいこととはいえません。</p> <ul style="list-style-type: none"> この点からみても、公認会計士等によるレビューとの関係では、重要な後発事象の注記を求めないことのデメリットは無視できない程度に大きく、一定の会社にレビューを受けることを求めるのであれば、注記を求めないとするは適切とはいいがたいと考えます。 	
8	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュフロー計算書について、開示事項のhの記載について、連結キャッシュフロー計算書(但し、四半期会計基準に基づく開示の省略をすることができる)とはできないか。四半期報告書に代わるものという観点からは、連結キャッシュフロー計算書の開示の省略を認めることはやむを得ないのかもしれないが、開示が望まれるという観点が明確になるような改正が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ キャッシュ・フロー計算書の取扱いについては、実務の方針を踏まえた内容としております。 ※ キャッシュ・フロー計算書については、決算短信・四半期決算短信作成要領等(以下「作成要領」という。)において「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例としても示しており、投資者ニーズに応じた自発的な開示を促すこととしております。
9	<ul style="list-style-type: none"> 開示事項には、財務情報にかかる定性的な説明があげられていないが、 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1四半期及び第3四半期決算短信の開

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>仮に財務情報だけで一切定性的な説明がなされていなければ、開示情報の利用価値が著しく低下すると懸念される。どの程度の記載をするか、について企業の判断・裁量があることは当然であり、これまでも具体的な定性的な説明の在り方は企業ごとに異なるものであり、投資家もそれを前提としているが、定性的な説明が一切ない決算短信が公表された場合、やはり開示の後退とみられるのではないか。このような改正提案が東証からなされていることはきわめて遺憾であり、再考を強く要望する。もし仮に、財務情報だけが開示されたとしても、開示の後退にはつながらない、ということであれば、その理由を説明願いたい。また、もし仮に、上場規則上、義務的開示事項の1つには含めないことで最終化したとしても、企業に対して、財務情報を理解するうえで定性的な説明が強く望まれる点を明確に伝達すべきである。</p>	<p>示内容について、上場規則では、決算の内容の開示を義務付けるとともに、当該決算の内容に四半期財務諸表等を含めるものとしています。決算の内容のその他の開示事項については、作成要領において定めており、ご指摘の定性的な説明についても、作成要領において「経営成績等の概況」として開示を求めています。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> 項目1.(1)②において、「直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合」は「公認会計士等によるレビューを義務付ける」とし、但し「財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として、当取引所が認める場合を除く」としている。この「問題がないことが明らかな場合」とは、どのようなケースを想定しているのか、おおまかな判断基準または具体例を示して頂きたい。 	<p>※ 例えば、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由により、有価証券報告書等を当初の期限までに提出できない場合や、公認会計士等による監査報告書や期中レビュー報告書等を受領しているものの、当初の期限内にEDINETに有価証券報告書等を提出できなかった場合を想定しております。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> レビューの義務付けが無限定の監査意見の有無を基準にすると、仮に6月の有報では無限定、8月の第1四半期短信までに問題が生じたが任意 	<p>※ 前者については、ご理解のとおりです。 ※ 後者については、レビュー義務付けの開</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>なのでレビュー受けず、その後改善して11月の半期では無限定となった場合、2月の第3四半期でもレビューは義務付けられないようにも思われるが、そのような理解でよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務付けの解除が有報（内部統制報告書）での監査意見を基準としている点で、期間としては基本的には1年間は義務付けという制度を想定しているのか。どのような制度となるのか、必ずしも明確ではないので確認したい。 	<p>始時期が上場会社によって異なるため、必ずしもレビューを1年間義務付けるものではありません。</p> <p>※ レビュー義務付け後に提出される当該事業年度に係る有価証券報告書及び内部統制報告書においてレビューの義務付け要件に該当しない場合には、翌年度においてレビューは義務付けられないこととなります。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> レビューの義務付けに関して、特別注意銘柄の指定がなされた場合、その指定の解除がなされるまでは、第1、第3四半期財務諸表に関してレビューが義務付けられるべきと考えられるが、aからeの場合のいずれかによって、適切にカバーできるのか、適用関係について示されたい。また、改善報告書の提出が求められ、改善状況報告書の提出がなされている間においても、四半期レビューの義務付けが合理的ではないか、と思料されるが、このような場合にかかる適用関係はどのようなものとなるのか。 	<p>※ 財務諸表の信頼性確保の観点から必要と考えられる場合にレビューを義務付けるものとし、その要件については、予見可能性の観点から明確に規定することとしており、また、義務付けの解除の要件は、レビューの義務付け要件に該当しない場合としております。</p> <p>※ なお、最近における会計不正に関して実効性確保措置を講じた事案においては、レビュー義務付けのいずれかの要件に該当していたことを確認しております。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 「一般に公正妥当と認められる監査の基準」ではなく「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」と修正すべきと考えられる。 	<p>※ 上場規則上は、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施す</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本改正案Ⅱ. 概要1. 四半期開示の見直し(1) 四半期決算短信の取扱い②公認会計士又は監査法人によるレビューの備考欄に四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合には、「一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って実施されたレビューの結果に基づいて作成されたレビュー報告書を添付するものとする」と記載されているが、これは「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」の誤りと考えられるため、修正すべきと考えられる。 	<p>ることを求めることとしています。</p> <p>※ なお、監査証明府令における「一般に公正妥当と認められる監査に関する基準」には、期中レビュー基準が含まれるものと認識しております。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> 「四半期累計期間(第2四半期を除く。)に係る四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合」にレビュー報告書の添付を求める、という点に関して、レビューが義務付けられる場合にレビュー報告書の添付を求めることは合理的だと考えるが、任意でレビューを受けている場合にも、レビュー報告書の添付を求める必要があるだろうか。特記事項などがある場合は合理性があるが、任意でレビューを受けた場合に一律添付を求めるのは、過剰となるきらいがあるが、どうか。例えば、レビュー報告書の日付とともに監査法人の名称や担当パートナーの名前等の記載をさせる等とすることでも、第1・第3四半期決算短信による開示としては十分というべきなのではないか。レビュー報告書の添付を一律義務付けた場合に、任意でレビューを受けようとする企業が減ってしまうようなことにつながらないだろうか、という懸念もあるため、この点についての考え方を確認したい。 	<p>※ 四半期決算短信の開示内容については、実務の方針にしたがった内容としておりますが、レビューの内容が十分に理解されるようレビュー報告書を添付すべきとの意見を踏まえて、任意にレビューを受けた場合であっても、期中レビュー報告書の添付を求めることとしております。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証が必要と認める場合には、上場会社に対して、必要な調査及び調査結果の報告を求めることができる、とする点について、備考欄において、「会計不正等の疑義が生じた場合などに適用することを想定したもの」との注記があるが、「東証が必要と認める場合」という部分が明確さに欠ける点は明らかであり、明確な規定とすべきである。少なくとも「必要と認める場合」の例示を有価証券上場規程、施行規則又は上場管理ガイドラインにおいて示し、どのような場合に調査を求めることがありうるのか、またどのような観点から調査を求めるか否かを判断するか等が明確になるようにすべきである。次に、「必要な調査」についても、誰によるどのような調査を想定しているか、などが不明確であり、例示することを含め、明確な規定とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「東証が必要と認める場合」については、会社情報に関する照会に対する当取引所への報告にあたって、会計不正等の疑義が生じた場合において調査を実施していない場合や、調査を実施しているものの、調査の範囲や体制が不十分な場合等を想定しております。 ※ 「必要な調査」については個社の状況によって異なるものと考えられますが、一般的には「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」や日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を参考とすることを想定しております。 ※ 会社情報適時開示ガイドブックにおいて、上記の考え方を記載いたしました。
1 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士等との情報連携の強化 ・ 下記の下線部を追加すべきである。 (修正案) 「上場会社は、当取引所が、<u>会計不正等が生じ、実効性確保措置の検討</u>に必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む）に対して事情説明等を求める場合には、それに協力す 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当該規定は監査証明等を行う公認会計士等に対して事情説明等を求めるものであることから、会計不正等の疑義が生じた場合に適用することを想定しております。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>るものとしします。」</p> <p>(理由) 東証「四半期開示の見直しに関する実務の方針」(以下「実務の指針」)(P20)の【具体的な方針】②の表現と合わせるべきである。</p>	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規則の実効性の確保に向けたメニューとして、「①上場会社による調査及び調査結果の報告」を新たに規定するとともに、「②公認会計等との情報連携の強化」を図ることを支持するが、上場規則の実効性の確保を図るためには、他の施策をも検討すべきではないか。 ・ 例えば、上場契約違約金の活用を通じた実効性の確保も検討すべきではないか。具体的には、上場規則の違反が繰り返されたような場合には、上場契約違約金が増額されることや、自主的な施策を講じたなどの場合に、上場契約違約金を減額する制度についても検討できるのではないか。これら以外にも、実効性の向上に向けて、上場契約違約金にかかる規律の在り方を検討することも将来的な課題とされたい。 	<p>※ 貴重なご意見として承ります。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、上場企業の一部において、違反行為後に社名変更をする例があった。体制を刷新して新たなスタートをきるうえで、社名変更が有益であるということを否定するものではないが、社名ロンダリングともいえるような場合もあるのではないかと認識も投資家の間にはあり、透明性の確保や過去の違反行為が繰り返されていないか、などを確認する必要がある場合への対処ができるようにすることも検討すべきではないか、と思料される。例えば、社名変更後に、従前の社名が容易に把握できるような告知ページなども有用ではないか。 ・ さらに、会計不正との関連では、会計監査人の異動をめぐる課題もこれ 	<p>※ 貴重なご意見として承ります。</p> <p>※ なお、商号変更会社の一覧については、以下のページにおいて公表しております。</p> <p>https://www.jpx.co.jp/listing/others/changed/index.html</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>まで指摘されてきたところである。透明性・異動にかかる情報の一覧性の確保についても今後検討することが有用ではないか、と史料する。</p>	
19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 現行の有価証券上場規定においては決算短信の提出期限は定められていない。1Q・3Qの決算短信は提出期限も遅延に対する処分規定もないことになるのか？ ・ 2. 上記1.に関連して、有価証券上場規定第601条第1項第7号（報告書提出遅延）は「四半期レビューを添付した四半期報告書」を対象としたものであるから、1Q・3Qについては対象から外れるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 1について、決算の内容が定まり次第直ちに開示することが義務付けられておりますが、上場規則において第1四半期及び第3四半期決算短信に係る提出期限は設けておりません。もともと、四半期報告書の法定提出期限に準じて、各四半期終了後45日以内に開示することを原則とし、第1四半期又は第3四半期決算短信の開示時期が第1四半期又は第3四半期末後45日を超えることが見込まれる場合又は45日を超えることとなった場合には、その状況について適時開示が必要となります。 ※ なお、決算の内容の開示が遅延する場合には、遅延の原因となった事情その他を考慮し、実効性確保措置の対象になる可能性があります。 ※ 2について、ご理解のとおり、第1四半期及び第3四半期決算短信は上場規程第601条第1項第7号の対象外となりま

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		す。
	2. その他（四半期財務諸表等の作成基準）	
20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場特定事業会社は、第二種中間財務諸表等の作成にあたって適用される会計方針に準拠して、四半期財務諸表を作成することを意図しているのであれば、その点を明確化することをご検討ください。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期作成基準案第2条第1項では、「四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び第一種中間財務諸表等の作成にあたって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。」とされており、第二種中間財務諸表の作成に当たって適用される会計方針については、触れられていません。 ・ 上場特定事業会社は、中間期においては、第一種中間財務諸表等ではなく、第二種財務諸表を作成するため、当該会社が四半期財務諸表を作成する場合、第二種中間財務諸表等の作成にあたって適用される会計方針に準拠して、作成することを意図しているのであれば、その点を明確化することをご検討ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び現行の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「四半期財務諸表等規則」という。）等において、特定事業会社に関する定めがおかれていないことを踏まえ、「四半期財務諸表等の作成基準」（以下「作成基準」という。）暫定版を策定いたしました。ご指摘の箇所について、第一種中間財務諸表等に限定する趣旨ではありません。 ※ ご意見を踏まえ、上場規程における「中間財務諸表等」の定義を、第一種中間財務諸表等及び第二種中間財務諸表等を含むものとしたうえで、作成基準においてもその表現を使用することといたします。 ※ なお、今般の見直しは、現行の第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表等の

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>作成に係る会計処理及び取扱いを踏襲できるように対応するものであり、現行の取扱いの変更を求めるものではありません。</p>
2 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条第2項（四半期財務諸表等作成の一般原則） ・ 同項には、会計方針の継続性に関する規定が設けられているが、継続の対象となる期間を明示してはどうか。 ・ 第3条において参照している企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」第10項では、前年度及び直前四半期との継続性を求めている。年度の会計方針との継続性のみならず、四半期財務諸表間でも継続性が求められることを明確化するために、第2条第2項においても、継続性が求められる対象を明示すべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成するものとしております。 ※ そのうえで、作成基準第2条第2項は、前年度に係る財務諸表等、直前の中間会計期間に係る中間財務諸表等及び直前の四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期財務諸表等を作成するために採用した会計方針との継続性を求める趣旨となります。
2 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針の継続性について、対象となる期間の明確化（コメント） ・ 四半期財務諸表等の作成基準（案）第2条第2項では、会計方針の継続性に関する定めが設けられているが、継続の対象となる期間を明確化すべきと考える。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期財務諸表等の作成基準（案）第3条において参照している企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第10項では、前年度の連結財務諸表及び直前の四半期 	<ul style="list-style-type: none"> ※ また、作成基準第4条第1項第1号により、四半期会計基準に準拠することになりますので、四半期会計基準第10項の取扱いも適用されます。 ※ なお、作成基準として、中間財務諸表等を作成するために採用したすべての会計方針を四半期財務諸表等の作成にあたっ

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>連結財務諸表を作成するために採用した会計方針との継続性を求めている。年度の会計方針との継続性のみならず、四半期財務諸表間でも継続性が求められることを明確化するために、四半期財務諸表等の作成基準（案）第2条第2項でも、継続性が求められる対象を明示すべきと考えられる。なお、その際には、直前の中間財務諸表との継続性を求める必要もあると考える。</p>	<p>て適用することを求めるものではありませんが、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）において経過措置が定められていることから、当該経過措置を適用することで、現行の取扱いを踏襲できるものと想定しています。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期財務諸表と中間財務諸表の連続性 (コメント) ・ 四半期財務諸表と中間財務諸表の会計方針の選択にあたっては、継続性が求められるため、準拠する会計基準等のそれぞれで認められている会計方針のいずれも選択可能なわけではなく、これらの財務諸表の連続性を踏まえて選択することが求められることを確認させてください。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期財務諸表は、四半期作成基準案に従って作成することが予定されている一方で、第一種中間財務諸表については、企業会計基準委員会が公表している企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「中間会計基準案」という）に従って作成することが予定されています。 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が財務諸表を作成し開示する場合、企業会計審議会が公表している企業会計原則第一 五 継続性の原則において、会計方針を継続して適用することが求められていることを踏まえると、四半期作成基準案及び中間会計基準案のそれぞれで認められている会計方針のいずれも選択可能なわけではなく、四半期財務諸表と中間財務諸表の連続性を考慮して、例えば、以下のように会計方針を選択することが考えられる旨を確認させていただきます。 ・ 税金費用について、中間財務諸表において中間特有の会計処理を採用しているのであれば、四半期財務諸表においては、年度決算と同様の方法により計算することは認められず、四半期特有の会計処理を採用する。 ・ 有価証券の減損処理について、中間財務諸表において中間切放し法を採用しているのであれば、四半期財務諸表においては四半期切放し法を採用することは認められず、洗替法を採用する。 	
24	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの四半期財務諸表との継続性 (コメント) ・ 適用初年度の「四半期財務諸表等の作成基準(暫定版)」(以下、「四半期作成基準案」という。)の会計方針の選択にあたっては、これまでの四半期財務諸表との継続性が求められることを確認させていただきます。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期財務諸表については、今回新たに四半期作成基準案に従って作成されますが、この基準案は、従来準拠していた企業会計基準第12号 	<p>※ 作成基準に基づき、引き続き四半期会計基準に準拠して四半期財務諸表等が作成されることとなりますので、現行の四半期財務諸表等の作成にあたり適用している会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用し四半期財務諸表等を作成することが考えられます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）を参照しています。そのため、会計方針の選択にあたっては、例えば、従来、四半期特有の会計処理を採用しているのであれば、適用初年度においても、四半期特有の会計処理を選択し、年度決算と同様の方法により処理することは正当な理由がない限り、認められず、正当な理由がある場合には、会計方針の変更として取り扱うことを確認させていただきます。</p>	
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条第3項（四半期財務諸表等作成の一般原則） ・ 同項の四半期財務諸表等の表示方法の継続性に関する規定について、第3条第2項で定められている記載の省略に関して四半期財務諸表間で継続性を求めているとの理解でよいか。財務諸表利用者において、開示項目が省略されているのか、該当がないだけなのか判別が難しくなるおそれがあり、開示項目の継続性は正当な理由がない限り、みだりに変更すべきではないと考える。 ・ 四半期財務諸表等は第3条第1項（適正表示の枠組み）又は第3条第2項（準拠性の枠組み）のいずれかに基づいて作成されるが、財務報告の枠組みの継続性については表示方法の継続性の考え方が適用されるとの理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 作成基準第2条第3項で定める表示方法の継続性には、同第4条第2項で定める記載の省略に関する四半期財務諸表間の継続性を含みます。 ※ また、投資判断に有用と考えられる情報として、投資者ニーズに応じて積極的に開示する事項についても、作成基準第2条第3項で定める表示方法の継続性が適用されます。この場合において、事業内容又は事業環境が変化した場合や、投資者ニーズの変化を識別した場合には、正当な理由に該当するものと考えられます。 ※ そのため、事業内容又は事業環境の変化や投資者ニーズの変化等がない限りみだ

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>りに変更すべきではなく、また、開示項目を含む表示方法を変更した場合には、その旨記載することも考えられます。</p> <p>※ 財務報告の枠組みについても、作成基準第2条第3項の継続性が適用されますが、ファイナンス等のコーポレート・アクションに応じて上場会社の判断によって適用する枠組みを切り替えることは、正当な理由に該当すると考えられます。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> • 四半期財務諸表等の作成基準（案）の第3条第1項と第3条第2項との関係 • 四半期財務諸表等の作成基準（案）の第3条第2項は、「前項の規定にかかわらず、上場会社は、次の掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。」と規定している。「前項の規定にかかわらず」という用語が使用されていることに鑑みて、第3条第2項に掲げられているもののみを記載すれば、第3条第1項第3号で要求されている上場会社の利害関係人が、第3条第2項に掲げられているもの以外に、適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載する必要はないと解釈してもよいのか。つまり、上場会社は、第3条第1項に準拠するか、第3条第2項に準拠するのいずれかの選択肢が認められるのかどうか。 • また、IFRS適用会社は、四半期財務諸表等の作成基準（案）の第4条第5項により、「第3条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の 	<p>※ 四半期財務諸表等は、作成基準第4条第1項に準拠して作成するとともに、同条第2項を適用し記載の省略を行うことができるものとしています。</p> <p>※ 第4条第2項を適用し記載の省略を行う場合には、同第4条第1項第3号に規定する事項（いわゆる追加情報）は省略可能です。</p> <p>※ IFRS任意適用会社の場合も同様の扱いであり、同第5条第5項を適用し記載の省略を行う場合には、同第4条第1項第3号に規定する事項に相当する事項の省略が可能です。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>事項については、記載を省略することができる。」とのみ記載されていることから、第3条第1項第3号で要求されている事項を記載する必要はないと解釈してもよいのか。</p>	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条1項(1) ・ 四半期会計基準に準拠するとしているが、「四半期会計基準の適用指針」にも準拠するとする必要があるのではないか。 ・ 3Q(累計)の会計処理が明確になっていない問題点 ・ 3Q(累計)の会計処理として、以下の2つの方法が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 3Q累計に四半期会計基準を適用する (b) 2Q累計はASBJの「中間会計基準」(案)を適用+3Q(3カ月)は四半期会計基準を適用 ・ 1Q末に有価証券の減損処理や棚卸資産の簿価切り下げで切放法を適用している場合や、長期性資産の減損などを行ったケースで、2Q累計で「中間会計基準」の原則法を適用し簿価の洗い替えを行った場合は、上記(a)と(b)の会計処理の結果が異なることになる。通常の会計処理では(b)になると思われるが、ASBJと連携してこの点を明確にすべきである。なお、2Q累計に簡便法を適用する場合は、上記のような問題は発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 作成基準において四半期会計基準に準拠することを規定しておりますが、四半期会計基準第2項において、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を参照する必要がある旨、規定されております。そのため、作成基準において「四半期会計基準の適用指針」への準拠を規定する必要はないと考えております。 ※ 第3四半期の会計処理について、現行実務を踏襲する観点から、ご提示された(b)の方法で会計処理を行うことを想定しています。 ※ なお、ご指摘のように、中間期(第2四半期)において中間会計基準に規定される経過措置を適用することで、現行の取扱いを踏襲できるものと認識しております。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS適用会社における四半期財務諸表の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 前者について、四半期財務諸表の範囲は、

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ I F R S 適用会社にあつては、四半期財務諸表の範囲について、四半期財務諸表等の作成基準（案）の第1条第2項第4号により、「指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書」と記載されている。同基準第4条第1項に読み替え規定があるものの、指定国際会計基準においては、四半期財務諸表は定義されていないため、四半期財務諸表の範囲が明確ではない。また、I A S 第34号「期中財務報告」においては、期中財務諸表の様式として、完全な1組の財務諸表（I A S 34. 9）又は1組の要約財務諸表（I A S 34. 10）のいずれかの選択が認められている。四半期財務諸表等の作成基準（案）の第1条第2項第4号における「四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書」とは、I A S 第34号に規定されるどの範囲の期中財務諸表に言及しているのか、この定義の中において明確にすべきではないか。 ・ さらに、I A S 第34号では、四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書に対して、四半期累計期間だけでなく、四半期会計期間についても開示することが要求されている。これまでの実務慣行上、四半期決算短信では、四半期会計期間に係る四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示が必須とはされていないものと考えられるが、規則上で取扱いを明確にすべきではないか。 	<p>現行の第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表等の作成に係る実務を踏襲する観点から、現行の四半期財務諸表等規則と同様の内容を規定しています。</p> <p>※ 後者については、作成基準第5条第1項又は第2項に準拠して作成する場合には、I A S 第34号に準拠することになるため、四半期累計期間だけではなく四半期会計期間に係る四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の記載も必要になるものと理解しておりますが、同第5条第5項に準拠する場合には、四半期会計期間に係る四半期会計期間に係る四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書を省略することができます。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「修正再表示」に関する注記について 	<p>※ 現行の制度と同様、開示済みの決算数値</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券上場規程416条第1項において、決算短信等について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならないとされている状況下において、どのような場合に「修正再表示」が「有」になることが想定されるのかについて明確にさせていただきたくお願いいたします。 	<p>等を訂正する場合、上場規程第416条に基づき訂正開示が必要となります。そのため、実務上、修正再表示は想定されませんが、この点については、有価証券報告書や半期報告書等の法定開示と同様であると考えております。</p>
30	<ul style="list-style-type: none"> 継続企業の前提に関する注記の財務諸表等規則ガイドライン149-3の読み替えの修正 (コメント) 四半期財務諸表等の作成基準(案)第3条第1項第2号において、財務諸表等規則ガイドライン149-3中「前事業年度」とあるのは「前会計期間(前事業年度又は前四半期会計期間をいう。)」とあるが、継続企業の前提の検討における前会計期間には、第3四半期における直前中間会計期間が含まれるものと考えられるため、前中間会計期間を追加するか、前四半期会計期間には前中間会計期間を含む旨を明示すべきと考えられる。 (理由) 前四半期会計期間には、第3四半期における第2四半期会計期間を包含しているとも考えられるが、第2四半期会計期間の四半期(連結)財務諸表は作成されない。このため、前四半期会計期間は、四半期(連結)財務諸表が作成されている第1四半期を指すものと誤解されるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行の第1四半期及び第3四半期の四半期財務諸表等の作成に係る実務を踏襲するものであり、現行の取扱いを変更するものではありません。 ※ そのため、「前四半期会計期間」について、第3四半期の場合は「第2四半期会計期間を含む中間会計期間」として、「翌四半期会計期間」について、第1四半期の場合は、「第2四半期会計期間を含む中間会計期間」として、対応してください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ある。このため、「前会計期間（前事業年度、前中間会計期間又は前四半期会計期間をいう。）」とするか、前四半期会計期間には前中間会計期間を含む旨を明示すべきと考えられる。</p>	
3 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続企業の前提に関する注記の財務諸表等規則ガイドライン149-4の読み替えの修正又は補足の追加 (コメント) ・ 四半期財務諸表等の作成基準（案）第3条第1項第2号において、財務諸表等規則ガイドライン149-4中「少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日まで」とあるのは「少なくとも翌四半期会計期間の末日まで」は「少なくとも中間会計期間又は翌四半期会計期間の末日まで」とすべきと考えられる。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記と同様、前四半期会計期間には、第3四半期における第2四半期会計期間を包含しているとも考えられるが、第2四半期会計期間の四半期（連結）財務諸表は作成されない。このため、前四半期会計期間は、四半期（連結）財務諸表が作成されている第1四半期を指すものと誤解されるおそれがある。このため、第1四半期の場合、検討期間が四半期（連結）財務諸表が作成される第3四半期末までと誤解されないように修文又は補足を加えるべきと考えられる。 	
3 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条（2） ・ 「継続企業の前提に関する注記」に関してのみ、財規及び財規ガイドラ 	<p>※ 現行の制度では、継続企業の前提に関する注記の取扱いの一部が、四半期財務諸</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>イン等について、このような詳細な読替の基準を定めた理由が分からない。これは全体のバランスを欠いており、この規定の必要性に疑問がある。このような読替規定がなくても、財規及び財規ガイドラインの規定を参考にすることになると思われる。</p>	<p>表等規則ガイドラインで定められておりますが、当該ガイドラインは、今般の見直しで廃止されることから、現行の実務を踏襲する観点から、作成基準において見直し後の財務諸表等規則ガイドラインに対する読替規定を設けております。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS適用会社における「国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨の注記」の記載の要否 ・ 「四半期財務諸表等の作成基準（案）」第4条第1項及び第2項では、それぞれ財務諸表等規則第327条及び連結財務諸表規則第313条が準用されており、IFRS適用会社は「国際会計基準に準拠して四半期（連結）財務諸表を作成している旨の注記」の記載が必要とされている。 ・ その一方で、第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項の「全般」では、記載を省略できない項目として、当該注記が挙げられていないため、当該注記を省略することが認められるのか確認させて頂きたい。 	<p>※ 作成基準第5条第5項の規定に基づき記載事項の省略を行う場合、ご指摘の箇所については、省略可能です。</p>
3. その他（決算短信・四半期決算短信作成要領等）		
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算短信・四半期決算短信作成要領等（案）P. 4の〔第2四半期（中間期）決算短信の開示時期について〕及び〔第1・第3四半期決算短信の開示時期について〕の内容について ・ 	<p>※ 決算発表早期化の要請の対象は通期に係る決算短信のみであり、第2四半期（中間期）決算短信及び第1・第3四半期決算短信は対象外となります。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 〔第1・第3四半期決算短信の開示時期について〕の文章中に「第2四半期(中間期)とは異なり、」とあるが、決算発表早期化の要請(等)の対象としていないのは、1Q、2Q、3Qという理解でよいか。それとも、1Q、3Qということか。読み方を確認したい。 	<p>※ 当該箇所については、「第2四半期(中間期)とは異なり」の修飾箇所がより明確になるよう修正いたしました。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> 決算情報を段階的に公表する際の取り扱いについて 現行の開示制度下では、四半期決算短信(以下四半期短信)は、早期化の要請の対象とされていないものの、決算短信(通期)における貴取引所からの推奨を斟酌・準用し、四半期短信につき30日以内の公表に努めている上場会社が少なからず存在しているものと理解している。 その様な会社におかれては、四半期短信では適時性を重視し、例えばセグメント情報を省略し、四半期報告書での開示としている会社も存在しているところである。 今般の改正が反映された場合、このような会社における対応として、第1・第3四半期においては、例えばセグメント情報を省略した四半期短信を一度公表し、公表準備ができ次第、セグメント情報を追加開示するという対応を採ることが考えられる。上場会社が、改正後における第1・第3四半期短信の公表スケジュールを検討する際には、当該対応を念頭においた規定、ガイダンスが、検討材料として必要になると考えられるが如何か。 	<p>※ 第1四半期及び第3四半期決算短信については、四半期決算短信において開示を予定している事項が定まった場合に開示することとしております。なお、株式市場との迅速なコミュニケーションを考慮して、四半期決算短信で開示を予定している事項の一部を先行して開示し、未開示事項の内容が定まり次第、改めて開示することを妨げるものではなく、その旨を作成要領に記載しております。</p> <p>※ また、上場会社が任意にレビューを受ける場合についても、速報性を確保する観点から、先行してレビュー完了前の四半期決算短信を開示することも考えられます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
36	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1・第3四半期決算短信の役割の明確化について ・ 「第2四半期（中間期）決算短信の作成要領」において、第2四半期（中間期）決算短信は金商法に基づく半期報告書に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割を担っている旨の記載がある一方で、「第1・第3四半期決算短信の作成要領」においては、第1・第3四半期決算短信の役割の記載がないように見受けられます。第1・第3四半期決算短信の役割を明確にさせていただいた方がよりよい開示につながるものと考えられますので、第1・第3四半期決算短信の役割を明確にさせていただきたくお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当取引所では、通期、第2四半期（中間期）及び第1・第3四半期について、決算の内容が定まった場合に、直ちにその内容を開示するものとしており、当該開示を決算短信として開示することを求めています。 ※ そのうえで、通期及び第2四半期（中間期）決算短信については、有価証券報告書及び半期報告書が存在するため、それらに対する速報の役割を有していることから、当該役割を踏まえて取扱いを定めています。他方で、第1・第3四半期決算短信については、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報の役割を有していないことから、当該状況を踏まえて取扱いを定めています。
37	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1・第3四半期短信の位置づけについて ・ 「① 決算発表の早期化の要請等」において、「第2四半期を除く四半期累計期間（以下『第1・第3四半期』という。）に係る決算の内容の開示については、通期及び第2四半期（中間期）とは異なり、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報としての位置づけではない」と、改正案が示されている。この点、第2四半期短信はその位置づけが積極的に定義されている一方、第1・第3四半期短信については消極的な定義のみ規定されているように見受けられる。段階的な開示の取扱いとも併せ、上場会社が公表スケジュールを検討する際には、貴取引所、ひいては投資家が想定する「第1・第3四半期短信の位置づけ」の積極的な定義が必要と考えられるが如何か。 	
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成された四半期財務諸表等が四半期財務諸表等の作成基準（暫定版）第3条第1項に基づいて適正表示の枠組みにより作成されたのか、第3 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1四半期及び第3四半期決算短信の開示内容は、実務の方針を踏まえて、現行

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>条第2項に基づいて準拠性の枠組みにより作成されたのかについて、財務諸表利用者等が容易に知ることができるよう、サマリー情報及び四半期財務諸表等の中で明示すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、財務諸表の作成者及び利用者が財務報告の枠組みの違いについて理解することができるよう、適宜周知を行っていただきたい。 	<p>の四半期決算短信に投資者の要望が特に強い事項を追加し、義務付けることとしています。作成基準第4条第2項に基づき記載を省略する場合に、その旨の開示を行うことは義務付けておりませんが、作成基準第4条第1項に基づき適正表示の枠組みにより作成したのか、同第4条第2項を適用した準拠性の枠組みにより作成したのか、財務諸表利用者等が容易に把握できるよう、サマリー情報又は四半期財務諸表等において記載することも考えられます。</p> <p>※ ご指摘の事項を含め、改正内容については、財務諸表の作成者及び利用者を含むステークホルダーに対して、周知してまいります。</p>
39	<ul style="list-style-type: none"> P65 「四半期連結財務諸表及び主な注記」全般 「以下のいずれかの方法（つまり（1）または（2））に従い四半期財務諸表等と注記を作成することを求めています」と記述されているが、四半期連結財務諸表の作成基準（案）第3条の規定は、「いずれかの方法」という表現にはなっておらず、両者の表現が異なっている。この「開示・記載上の注意」の「いずれかの」という表現は削除するのがよいの 	<p>※ 四半期財務諸表等は、作成基準第4条第1項に準拠して作成するとともに、同条第2項を適用し記載の省略を行うことができるものとしています。そのため、第4条第1項のみに準拠するか、同条同項に加えて同条第2項を適用したものに準</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> （修正案）「以下のいずれかの方法に従い」⇒「以下の方法に従い」 	<p>拠するか、のいずれかの方法が想定されることから、作成基準の内容について補足的な説明を行う趣旨で、作成要領においてそのように記載いたしました。ご意見を踏まえて、作成要領を修正いたしました。</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> 4.（4）第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項の〔四半期連結財務諸表及び主な注記〕の株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記に「・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。」また、継続企業の前提に関する注記に「・該当事項がない場合にも、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。」とあるが、ほかのものと同様、該当がない場合は表題を含めて記載不要としていただきたい。 <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1・第3四半期の財務諸表及び注記事項は、四半期会計基準等に準拠して作成した上で、そこから東証が開示を義務付ける事項以外の事項について記載を省略することができるという枠組みが想定されているものと認識しているが、注記事項において、該当事項がない場合に表題を記載したうえでその旨を記載することは四半期報告書においても四半期会計基準等で求められていないため、ぜひ不要としていただきたい。 なお、今回の見直しは、年度の決算短信及び第2四半期の決算短信の変 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ご指摘の箇所については、四半期決算短信における現行の取扱いを維持したものであり、利用者の利便性を踏まえて、引き続き該当事項がない場合にはその旨の記載を求めることとしております。 ※ なお、作成基準第4条1項（第5条第1項から第4項の場合を含む）に基づき適正表示の枠組みにより作成した旨を四半期決算短信において記載する場合には、四半期会計基準等に則り、該当事項がない場合には、その旨の記載は不要とします。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>更を想定していないものについて理解しているが、同様の項目について同じく、該当がない場合は表題を含めて記載不要とすることをぜひ検討いただきたい。</p>	
4 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 6 継続企業の前提に関する注記 ・ 通期の決算短信や第2四半期（中間期）決算短信の記述は2行程度の簡単な記述であるのに対して、1Q・3Q決算短信の本項目の記述は約50行とあまりに詳細な記述になっており、著しくバランスが欠けている。特に読替との財規ガイドラインの規定をわざわざ四半期決算短信の記載要領に記述する必要があるかについては疑問を感じる。 	<p>※ 上場会社の実務を踏まえ、作成基準に規定した読替規定を反映したガイドラインの内容を記載いたしました。ご意見を踏まえて当該記述は削除いたしました。</p>
4 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は2Q、3QからIFRSに移行することも認められていたが、金商法上は中間からか年度末からかのどちらかになったと思われる。四半期短信上はどのような扱いになるのか？ ・ 例えば、金商法上は半期報告書からIFRSに移行する場合、規定上は①が想定されているように感じるが、②も可能なのか？ <ul style="list-style-type: none"> ① 1Q短信からIFRSで開示する ② 1Q短信は日本基準で開示し、2Q（中間）短信からIFRSで開示する ・ 同様に、金商法上は有価証券報告書からIFRSに移行する場合、どちらも可能なのか？ <ul style="list-style-type: none"> ① 年度の短信からIFRSで開示する ② 3Q短信からIFRSで開示する 	<p>※ 今般の見直しにおいて、IFRSへの移行時期の取扱いを変更するものではありません。</p> <p>※ IFRSの適用時期については上場会社において決定されるものであり、その適用時期に応じて適切にご対応いただくことを想定しております。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
4 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 半期報告書に前年度の I F R S 連結財務諸表を載せるパターンの場合の短信での取り扱い。1 Q 短信 (p 5 7) だけではなく 2 Q (中間) 短信 (p 4 0) にも「 I F R S による前年度の連結財務諸表を併せて開示する場合」の規則があるが、どういう趣旨か？ (1) 1 Q は日本基準で開示し、 2 Q (中間) 短信から前年度の I F R S 連結財務諸表を載せて I F R S に移行するという扱いが可能なのか？ その場合、 1 Q のみ I F R S 開示がない状況になってしまうがよいか？ (2) 1 Q と 2 Q (中間) で重複して前年度の I F R S 連結財務諸表の開示が必要になるということか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ※ (1) については、 4 2 番をご参照ください。 ※ (2) については、現行の開示府令第四号の三様式 記載上の注意 (1 8) h において、「 I F R S による前年度の連結財務諸表」を開示することができる旨が規定されていることを踏まえて、 I F R S による前年度の連結財務諸表等を開示した場合のサマリー情報の取扱いを記載したものであり、 I F R S による前年度の連結財務諸表等の開示を義務付ける趣旨ではありません。 ※ なお、ご指摘の箇所については、上述のとおり I F R S による前年度の連結財務諸表等を併せて開示することが任意であることから、前年度の決算短信 (サマリー情報) の開示を追加的に求める取扱いは削除することといたしました。
4 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 ・ 第 3 四半期の記載上の注意において、全般 (1) もしくは (2) のいずれかの方法で作成するとされているが、 (1) により I F R S (I A S 3 4 号) に準拠して作成した場合、記載上の注意で挙げられている東証独自の開示事項 (e x 継続企業の前提に関する注記や、株主資本の 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 作成基準第 5 条第 2 号の規定により、 I A S 第 3 4 号に準拠して作成する場合、継続企業の前提に関する注記や株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>金額に著しい変動があった場合の注記の該当がない場合は表題を残さなくてはならないなど) は記載しなくて良いという理解で良いでしょうか。</p>	<p>について該当がない場合の取扱いについては、ご理解のとおりです。</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS適用会社における「セグメント情報等の注記」の記載方法 ・ 第1・第3四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項の「セグメント情報等の注記」では、四半期会計基準第19項(7)又は第25項(5-2)に基づく「セグメント情報等の注記」の記載が求められており、当該規定ではIFRS適用会社について定める第3号参考様式を使用する場合の特例が定められていない。 ・ しかし、四半期会計基準第19項(7)及び第25項(5-2)では、例えば「のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合の、その報告セグメントの概要」など、IAS第34号に規定されるセグメント情報の注記項目に含まれない項目の開示が求められている。 ・ 仮に四半期会計基準に定められている項目をすべて開示しなければならないとすると、IFRS適用会社が四半期報告書でこれまでに開示していた項目を超える内容を開示しなければならなくなるため、第3号参考様式を使用する場合の特例を定めるべきではないか。 	<p>※ お寄せいただいたご意見を踏まえ、IFRSや米国基準を適用している場合におけるセグメント情報等の注記の取扱いを作成要領に記載いたしました。</p>
46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1Q、3Qの株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記ですが、キャッシュ・フローに関する注記の記載上の注意と同様に、IFRS(第3号様式)の場合の規則を別途設けた方が良いと思います。「該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。」とありますが、持分変動計算書を開示した時は表題を含めて不要になる 	<p>※ お寄せいただいたご意見を踏まえて、IFRS任意適用会社が(連結)持分変動計算書(米国基準適用会社にあつては(連結)資本変動計算書)を記載する場合には「株主資本の金額に著しい変動があつ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>のかどうか、当該規則からはっきりせず、対応に迷ってしまいます。キャッシュ・フローと同様に明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「株主資本」と日本基準の名称となっており、I F R Sの場合はこれに相当するものを開示することになるが、該当がなくても表題の記載が求められていることから、I F R Sでの名称（親会社の所有者に帰属する持分）を用いた記載上の注意を明記した方が良いと思います。 	<p>た場合の注記」は不要である旨を、作成要領に記載いたしました。</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> I F R S適用会社における「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」の記載の要否 第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項の「全般」において、記載を省略できない記載項目の1つとして、「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」が掲げられている。 当該注記は、I F R S適用会社が（連結）持分変動計算書を任意で開示した場合にも注記が必要になるのか確認させて頂きたい。 	
48	<ul style="list-style-type: none"> I F R S適用会社が持分変動計算書を開示する場合における「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」の必要性について 「四半期財務諸表等の作成基準（案）」と「第1・第3四半期決算短信の作成要領」の記載内容からは、第2四半期（中間期）決算短信と異なり、第1・第3四半期決算短信においては、たとえI F R S適用会社が要約四半期連結持分変動計算書を開示する場合であっても、「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」が必要であるように読めます。この点、「四半期財務諸表に関する会計基準」が四半期株主資本等変動計算書の開示を求めない代わりに「株主資本の金額に著しい変動があった 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>場合の注記」を求めている趣旨からすると、I F R S適用会社が要約四半期連結持分変動計算書を開示する場合には、「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」は不要であると考えられます。そのため、第1・第3四半期決算短信において、「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」は、I F R S適用会社が要約四半期連結持分変動計算書を開示する場合には不要である旨を規定していただきたくお願いいたします。</p>	
49	<ul style="list-style-type: none"> ・ I F R S適用会社における「キャッシュ・フローに関する注記」の記載方法 ・ 第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項の「キャッシュ・フローに関する注記」において、I F R S適用会社が連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む）」を記載することが求められている。 ・ 他の注記項目には「当四半期連結累計期間に係る」という文言の記載がないため、この記載は比較情報が不要であることを意味しているのか、その趣旨とともに確認させて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当該箇所については、当四半期連結累計期間に係るものだけではなく、比較情報についても開示を求める想定です。 ※ お寄せいただいたご意見を踏まえて、作成要領を修正いたしました。
50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(3) 中間連結財務諸表【第7号参考様式の場合】（50ページ） ・ 意見：I F R S適用初年度の場合の文節にあった「例えば、」以下の文章が削除されているが、次のように修正して、この文章を残す必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ お寄せいただいたご意見を踏まえて、前連結会計年度及び前年第2四半期（中間期）における調整表を求めることがわかるよう、作成要領に記載いたしました。 ※ また、第1四半期からI F R Sを適用す

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 「例えば、当第1四半期よりIFRSを適用する場合は、前年第2四半期（中間期）及び前期における調整表を記載してください。」 	<p>る場合は、前連結会計年度における調整表は第1四半期決算短信において既に開示がされていることを踏まえ、第2四半期（中間期）において前連結会計年度における調整表は省略することができます。作成要領において、その旨、記載いたしました。</p>
51	<ul style="list-style-type: none"> IFRS初度適用の場合、1Q～3Q共に「半期報告書において開示が求められる」調整表を記載とありますが、短信においてCFを開示しない場合もキャッシュ・フローに対する調整を開示した方がよろしいでしょうか。また、3Qの場合、3Q四半期短信で会計PLを省略する場合、会計PLに係る調整表は開示しないといったことでよろしいでしょうか。 	<p>※ キャッシュ・フロー計算書や第3四半期会計期間に係る連結包括利益計算書又は要約連結包括利益計算書の開示を省略する場合には、それらの調整表も不要とします。作成要領において、その旨、記載いたしました。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> p66 1Q・3Q短信について「※IFRS適用初年度の場合は、半期報告書において開示が求められる、日本基準（又は米国基準）とIFRSとの間の調整表を記載してください。例えば、当第1四半期よりIFRSを適用する場合は、前年同四半期及び前期における調整表を記載してください。この場合、第3四半期においては、前年同四半期における調整表を記載してください。」とある。 （1）半期報告書では移行日の調整表も求められると思うが、1Q・3Q短信では不要ということか？（2Q（中間）では「例えば」以降の記載がないので、半期と同じ内容を開示することになる） 	<p>※ 第1四半期及び第3四半期においては、前年同四半期の調整を求めることとします。また、IFRS移行日及び前連結会計年度の調整表を求めることとします。なお、第1四半期においてIFRS移行日及び前連結会計年度の調整表を記載している場合には、第3四半期においてはIFRS移行日及び前連結会計年度の調整表は不要といたします。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	(2) 3Qでは前期の調整表も不要なのか？	※ 第2四半期（中間期）においては、半期報告書において求められる前連結会計年度及び前年第2四半期（中間期）の調整表の記載を求めるものといたします。
53	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS適用会社における「投資判断に有用と考えられる情報」に例示されている注記項目の具体的な記載内容 ・ 第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項に、「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」として、「貸借対照表関係の注記／損益計算書関係の注記」や「金融商品関係の注記／有価証券関係の注記／デリバティブ関係の注記」が挙げられている。これらの注記項目は、従来、日本基準の四半期報告書で開示されていた注記が想定されていると考えられるものの、明確な開示内容が記載されていないため、具体的な注記内容を定めるべきではないか。 ・ 特にIFRS適用会社等では、注記の対象範囲が不明瞭であるため、具体的な開示項目を示して頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 実務の方針で示した「投資判断に有用と考えられる情報」の例を記載しています。開示が義務付けられている事項以外についても、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要と考えております。 ※ IFRS任意適用会社等においては、投資者ニーズを踏まえて、それらに相当する事項の開示をご検討いただくことを想定しております。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「期中における連結範囲の重要な変更」について ・ まず、連結財規に合わせて、「連結範囲」を「連結の範囲」としてはいかがでしょうか。 ・ また、連結財規第14条では連結財規第101条と異なり「重要な変更」ではなく単に「変更」とされており、年度と中間期で差が設けられているように見受けられます。そのため、「決算短信の作成要領」において連結範囲の重要な変更の有無の記載を求めることは、連結財規第14条と整合していないことになるものと考えられますが、それでよろしいのか再考いただきたくお願いいたします。 ・ 加えて、「新たに連結範囲の対象となった特定子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名」における社数のカウント方法を明確化していただくお願いいたします。例えば、連結財規第14条に従った注記として、「当連結会計年度よりXX社及びその子会社30社を連結の範囲に含めております。」といった内容を有価証券報告書において開示するような場合には、「新規31社」とした上で、31社すべての社名を記載することが必要になるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1四半期及び第3四半期との連続性の観点から、通期及び第2四半期（中間期）においても連結範囲の重要な変更の記載を求めることとしています。 ※ 通期の決算短信においては、連結財規第14条に規定される連結範囲の変更ではなく、連結財規第101条を準用し、同条で規定される連結範囲の重要な変更について記載することに修正いたしました。連結範囲の重要な変更について記載することになるため、連結範囲の変更のすべての社数及び社名の記載を求めるものではありません。 ※ また、現行の四半期報告書における実務を踏襲し、該当する子会社の傘下に属する子会社については、社名の記載を省略

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(2) ② 期中における連結範囲の重要な変更（29ページ） ・ 意見：海外法人の買収等により連結範囲の重要な変更があったとしても、それによる新規の連結会社すべての社名を記載する必要がないことを明記すべきである。 ・ 理由：特定子会社の異動ではなく連結範囲の重要な変更について記載するとなると、例えば海外法人を買収したときに、当該法人の子会社すべての正式名称の確認が必要となる場合が想定されるが、その確認は実務上煩雑であるため。 	<p>し、社数のみを記載することも考えられます。</p>
56	<ul style="list-style-type: none"> ・ P23 期中における連結範囲の重要な変更 ・ ※注記事項（1）が、「期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）」から「期中における連結範囲の重要な変更」に修正されているが、年度の決算短信については、今回の見直しの対象外であるため、この修正は行うべきではなく、現状通りに戻すべきである。このような修正は東証の「実務の方針」と異なっている。 ・ P29 期中における連結範囲の重要な変更 ・ 上記P23のコメントを参照。このような修正は行うべきでないので、現状通りに戻すべきである。 ・ P44 当中間期における連結範囲の重要な変更 ・ 上記のP23のコメントを参照。 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(3) ① 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)注記事項 (1)当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更(56ページ) ・ 意見：連結範囲が変更された重要な会社のみを記載するようにすべきである。また、新規または除外の連結会社があったとしても、当該会社が重要でない場合は、この項目の記載は「無」とすべきことを明確にすべきである。 ・ 理由：当該開示は、あくまで重要な連結範囲の変更であり、新規と除外について、社数と該当する全ての会社名を記載させるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 当該項目は「連結範囲の重要な変更」について記載を求めるものであり、四半期会計基準19条(1)の対象となる重要な変更に係る子会社の社数及び社名の記載を求めるものです。連結範囲の変更のすべての社数及び社名の記載を求めるものではありません。 ※ 重要な変更がない場合、当該項目は「無」となります。
58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(3) ② 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更(61ページ) ・ 意見：「開示・記載上の注意」について、次の【】のとおりに加筆すべきである。 ・ 「重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たな連結範囲の対象となった【重要な】子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された【重要な】子会社の社数及び社名を記載してください。」 ・ 理由：当該開示は、あくまで重要な連結範囲の変更であり、新規と除外について、社数と該当する全ての会社名を記載させるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行の四半期報告書における実務を踏襲し、該当する子会社の傘下に属する子会社については、社名の記載を省略し、社数のみを記載することも考えられます。
59	<ul style="list-style-type: none"> ・ P56 注記事項(1)当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 ・ この開示は、あくまで重要な連結範囲の変更であり、新規と除外について、社数と該当する全ての会社名を記載させるべきではない。連結範囲 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>が変更された重要な会社のみを記載するようにすべきである。また、新規または除外の連結会社があったとしても、当該会社が重要でない場合は、この項目の記載は「無」とすべきことを明確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 1 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 ・ P 5 6 のコメントを参照 ・ 「開示・記載上の注意」を以下のように変更すべきである。 (修正前)「重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たな連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。」 ⇒ (修正案)「重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たな連結範囲の対象となった重要な子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された重要な子会社の社数及び社名を記載してください。」 ・ あるいは、社数については、新規と除外について、全ての子会社の社数を記述し、その中で、重要な子会社のみは社名を記載することも考えられる。 	
6 0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(4) 当四半期連結累計期間の経営成績等の概況(65ページ) ・ 意見：外部の資料を参照する際に、「当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください」という文言があるが、参照方法の記載の具体例を明示すべきである。 ・ 理由：参照方法の明示を求めるのは初めてあり、その具体例を明示することは実務に資すると考えられるため。 	<p>※ 上場会社が「経営成績等の概況」の記載について、四半期決算短信において記載をせず、その他の資料を参照させる場合には、当該資料を参照すべき旨とその参照方法を記載する想定であります。</p> <p>※ 参照方法としては、例えば、T D n e t</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
6 1	<p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 5 「当四半期連結累計期間の経営成績等の概況」 <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する場合について、「当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください」という文言があるが、参照方法の記載の具体例を明示していただきたい。 <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参照方法の明示が求められることは初めてであり、その具体例を提示することは実務に資すると考えられるため。 	<p>で同時に開示する決算補足説明資料等において経営成績等の概況を記載している場合には、当該資料において記載をしている旨を記載することが考えられますが、参照する資料の内容や公表方法に応じて参照方法を記載することを想定しております。</p>
6 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 5 「経営成績等の概況」当四半期連結機関の経営成績等の概況 ・ 「実務の方針」(P 1 0) のように「決算説明資料等など四半期決算短信以外で開示を行うことも可」であることを明記すべきである。 (修正案) (下記の下線部を追加) 「四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する<u>ことを可とします。その場合には、当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください。</u>」 	
6 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(4) 当四半期連結累計期間の経営成績等の概況 (6 5 ページ) ・ 意見：対象期間として、四半期累計期間 (例えば 3 Q であれば 9 か月) に代えて、四半期会計期間 (例えば 3 Q であっても 3 か月) について記 	<p>※ 「経営成績等の概況」について、四半期累計期間に代えて、四半期会計期間について説明することも考えられます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>載することでもよいかを確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 	<p>※ その場合であっても、上場会社の実態が適切に理解されるよう説明することが重要と考えられます。</p>
6 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 5〔経営成績等の概況〕当四半期連結機関の経営成績等の概況 ・ 「経営成績等の概況」は四半期累計期間に代えて四半期会計期間（3カ月）について説明することも容認することを明記すべきである。 	
6 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ レビューの有無の記載について、これを求めると圧力がかかり、レビューを受けざるを得ないこととなるから、記載しないようにしてほしい等の意見があったと認識しているが、このような後ろ向きの意見にも関わらず、東証が決算短信にレビューの有無の記載を求める改正案を取りまとめている点を強く支持する。（2022年12月の金融審議会DWG報告注24には、「レビューの有無の開示を求めるとレビューを受けることを推奨することとなり、仮に業界内で1社がレビューを受ければ、同調圧力によって、結局レビューを受けざるを得なくなるとの意見があった」との記載があるが、他方、同注24には、「透明性確保の観点から、レビューの有無の開示を求めることは必要であるとの意見もあった」との記載もあり、このような方向で取りまとめがなされていることを支持する。） 	<p>※ 改正内容にご賛同いただきありがとうございます。</p>
6 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『レビューの有無』のサマリー情報への記載に関し、1Q/3Qはこれまでの金商法上のレビュー手続の代替として任意でレビューを受けているかどうかを投資者に情報提供するものであるのに対し、同じ場所に記載することになる2Q/4Qの『レビュー/監査対象外』の表記は、金商 	<p>※ ご理解のとおり、第1四半期及び第3四半期決算短信と、通期及び第2四半期（中間期）決算短信では、監査やレビューに関する取扱いが異なることとなります。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>法上のレビュー手続/監査手続の対象でないことを明確化し、投資者に対して注意喚起するものであり、1Q/3Qと2Q/4Qでは、記載の趣旨や監査対応が異なるものと理解。</p> <ul style="list-style-type: none"> しかしながら、同じ場所に記載することもあり、その違いを読み取るとは現状案では難しく、仮に1Q/3Qをレビュー有とした場合、2Q/4Qの『レビュー/監査対象外』の表示との比較で、1Q/3Qのみ監査を充実させているような印象を投資者に与えるのではないか。 	<p>※ ご指摘の事項を含め、改正内容については、関連団体とも連携し、利用者が新しい制度を適切に理解できるよう努めてまいります。</p>
67	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信・四半期決算短信 作成要領等（案）において、第1・第3四半期決算短信のレビューを任意で受ける場合の取り扱いとして下記の案が提示されている。 （レビューを任意で受ける場合） この場合の開示時期については、レビューが完了する前とするか、それともレビューが完了次第とするか、上場会社においてご判断ください（前者の場合、レビュー完了後に改めてレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示が必要となります。）。 この点、四半期開示の見直しに関する実務検討会の審議過程においては、サマリー情報に、「レビュー報告書を後日開示する場合、その旨を記載する」ことにとどまっていたと理解している。（即ち、レビュー報告書のみを後日開示するものと理解される） 今般提示された案に従うと、決算短信を1度開示した後に、その内容に変更が無いにもかかわらず、レビュー報告書提出時に改めて（日付を変 	<p>※ 第1四半期又は第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを任意で受ける場合で、レビューが完了する前に開示した後、レビュー完了後に改めて開示するときの取扱いについて、レビュー報告書は、対象である四半期財務諸表等と一体となって利用されることが前提とされていることから、レビュー報告書日における四半期財務諸表等に添付される必要があるものと考えております。また、サマリー情報には「レビューの有無」の項目があり、この項目は「無」から「有」に変更されることとなります。</p> <p>※ 上記の状況及び投資者の利便性の観点か</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>更して) 決算短信全体を開示することは決算情報に対して市場参加者に混乱をきたすことにつながり、また、企業実務としても煩雑になるため、決算短信の内容に変更が無い場合、決算短信の再開示は不要として頂きたい。(レビュー報告書の開示のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、再開示が必要となる場合、レビュー完了まで決算短信の開示を遅らせるといった行動を助長する虞があるが、これは決算情報の適時の開示という本来の趣旨とは逆行すると考えられることから、この観点からも、決算短信だけを先に開示した場合でも、レビュー報告書のみを後から添付書類として追加開示できるような形として頂きたい。 	<p>ら、レビュー完了後に改めて開示する場合には、レビュー報告書を添付した四半期決算短信全文の開示を求めることといたします。</p> <p>※ なお、レビュー完了後に改めて開示を行う際には、投資者が正しく理解できるようにする観点から、四半期決算短信に頭紙を付け、レビューが完了する前に開示した四半期財務諸表等からの変更の有無等について記載してください。</p>
68	<ul style="list-style-type: none"> 当社(3月期決算会社)は来期の四半期開示見直しに伴い、監査法人によるレビューを任意で受けて、レビュー完了前に決算短信を開示することを予定しております。その場合、レビュー完了後に、レビュー報告書と併せて既に関示済みの決算短信を改めて開示することが求められておりますが、決算数値の訂正が無いのにも関わらず、全く同じ内容の決算短信を開示することは、決算数値の修正があったと投資家が誤認してしまう恐れがあることを危惧しております。 よって、レビュー報告書を開示する際に、既に関示済みの決算数値の修正が無かった場合には、提出済みの決算短信を参照する等、別途開示書面上でアナウンスを行うことで、改めて同じ内容の決算短信の提出を行わない方法をご検討いただけないでしょうか。 	
69	<ul style="list-style-type: none"> 「連結財務諸表及び主な注記」という表現について 注記は連結財務諸表の一部ですので、「連結財務諸表及び主な注記」とい 	<p>※ 現行の作成要領においても同様の記載であったことや、分かりやすさの観点から、</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	う表現には違和感を覚えます。	原案の記載といたします。
70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示通貨が日本円ではない場合の記載が四半期にしかないようです。 ・ p 66 一番上の欄 「・ I F R S 適用会社が、 I A S 第 2 1 号に規定される表示通貨を本邦通貨以外の通貨建てとしている場合には、当該通貨建ての金額により表示することができます。」 ・ 中間・通期にはないようですが、理由はあるのでしょうか。 	<p>※ 通期及び第2四半期（中間期）決算短信については、有価証券報告書及び半期報告書の速報であることを踏まえ、当取引所において通期及び第2四半期（中間期）に係る財務諸表等の作成基準は定めておりません。そのため、通期及び第2四半期（中間期）については、表示通貨に関する定めを設けておりません。</p>
71	<ul style="list-style-type: none"> ・ p 67 【第3号参考様式の場合】 ・ 無形固定資産⇒無形資産 	<p>※ お寄せいただいたご意見を踏まえて、「無形資産」に修正いたしました。</p>
72	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 67 キャッシュ・フローに関する注記 ・ 【第4号参考様式】についての記述が漏れていると思われるので、追加してほしい。 	<p>※ お寄せいただいたご意見を踏まえて、【第4号参考様式】についての記載を追加いたしました。</p>
73	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(参考) 決算短信・四半期決算短信作成要領等 (暫定版)」 P. 65～ P. 67 (4) 第1・第3四半期決算短信 (添付資料) の開示事項及び記載上の注意事項の表における「継続企業的前提に関する注記」など開示事項の並び順を全体的に P. 50～P. 51 の (3) 第2四半期 (中間期) 決算短信 (添付資料) の開示事項及び記載上の注意事項と統一されてはいかがでしょうか。 	<p>※ 第1四半期及び第3四半期決算短信の作成要領については、参照する四半期会計基準の項の順番に応じて記載しております。</p> <p>※ 通期及び第2四半期（中間期）決算短信の作成要領については、現行の取扱いを維持する観点から、記載順について変更はしておりません。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
74	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算短信・四半期決算短信作成要領等（案）4（2）において、「有価証券上場規程施行規則第●条に該当しないものの公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、訂正後の当該四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは任意となります。公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合、訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を『決算発表資料の訂正』の開示において記載してください。」とされているが、当該訂正は、「財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合」に該当するものと考えられ、訂正後の四半期財務諸表の信頼性を確保し、利用者が安心して四半期財務諸表を利用するためには、レビューの必要性は高いものとする。 ・ また、「訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を記載する」とこととされているが、当該記載では利用者にとって従前のレビュー報告書が有効であるのか否かを判別することが出来ず、また公認会計士が訂正前の四半期財務諸表に対するレビュー報告書による結論表明を取り消す必要があると判断する場合においても、会社が当該記載をすることにより許容されとの誤解を招く可能性がある。 ・ したがって、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、訂正後の当該四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは原則義務とするが、軽微な修正であるなど、公認会計士等が訂正前の四半期財務諸表に対するレビュー報告書による結論 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 第1四半期及び第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを任意で受け、当該四半期財務諸表等を訂正する場合、訂正後の四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは任意としておりますが、訂正を行う際には、上場会社と監査人の間で適切なコミュニケーションが行われ、その中で方針が決まるものと理解しています。 ※ なお、訂正後の四半期財務諸表等に対する期中レビューに関する留意点は、JICPAが公表する期中レビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A（実務ガイダンス）」もご参照ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>表明の取り消しが不要であると判断しており、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として、当取引所が認める場合を除く（その場合は訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を『決算発表資料の訂正』の開示において記載する）、というような形で制度化することが適切ではないか。</p>	
75	<ul style="list-style-type: none"> また、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」P. 25の※4において「XBRL及びHTMLの提出を「義務」とする」となっている。こちらはコスト・開示負荷の単純増加であり半期・通期報告書との重複となるが、なぜDWGの当初思想から外れて重複を要求されるのかご教示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現在、四半期報告書は、全文がXBRLファイルとして提出されていますが、決算短信は、サマリー情報と財務諸表のみがXBRLファイルとして提出されており、その他の事項はPDFファイルとしてのみ開示されている状況です。今般、四半期報告書が廃止されることに伴い、情報ベンダーをはじめとする情報利用者において影響が生じる可能性があったため、実務検討会ではデータ配信形式についても議論を行い、実務の方針を取りまとめております。 ※ 情報ベンダーの情報取得手段の継続性、個人投資家を含む幅広い情報利用者の利便性、上場会社における実務負担への影響などを踏まえて見直しを行っております。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		す。
76	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(3) 決算短信等のファイル形式 ※4 (9～10ページ) ・ 意見：「一部の注記事項」の表の対象を1Q・3Q (すなわち四半期第1～4号参考様式) に限定すべきである。それが難しければ、通期と2Qの参考様式で、「任意」と書いてあるところを「不要」または「-」に修正すべきである。 ・ 理由：実務方針25ページでは、注記事項のXBRLの提出を求めているのは「1Q・3Q」だけとされていたが、本要領案10ページの「一部の注記事項」の表では、「通期」および「2Q」についてもXBRLの対象であるかのように記述し、該当項目を「任意」としている。表の中に「任意」と「不要」が混在しているため、「任意」とされている項目 (例えば通期第1号様式 (日本基準) における貸借対照表関係・損益計算書関係の注記) についてはXBRLの準備を推奨しているとの誤解を招く可能性がある。 	<p>※ 当該箇所においてXBRLファイルの提出を「任意」としている情報は、第1四半期及び第3四半期決算短信において、XBRLファイルの提出が「必要」又は「開示する場合は必要」としている注記事項について、通期及び第2四半期 (中間期) の決算短信においてもXBRLファイルの提出を可能としているものです。これは、情報発信方法の連続性の観点から、上場会社各社の判断により、XBRLファイルの提出を可能とするものであり、提出の推奨を企図するものではありません。</p>
77	<ul style="list-style-type: none"> ・ P8～10 (3) 決算短信当のファイル形式 XBRLに関する※4： ・ 東証の「実務の方針」(P25) では、XBRLの注記事項の対象は「1Q・3Q」だけであったが、P10の「一部の注記事項」の表では、「通期」、「2Q」についてもXBRLの対象であるように記述しておきながら、該当項目を「任意」としている。これは、ミスリーディングな記述である。 ・ 以下のいずれかの方法で修正すべきであるが、(a)の方が望ましい。 (a) 「一部の注記事項」の表の対象を1Q・3Q (つまり四半1号～4 	<p>※ なお、当該箇所においてXBRLファイルの提出を「不要」としている情報は、各社の判断により当該情報を開示資料に記載することは可能ですが、T D n e tを通じたXBRLファイルの提出ができないものとなります。</p> <p>※ また、当該箇所における「-」は、対象となる情報が存在しないものとなります。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>号参考様式) に限定する。</p> <p>(b) 通期と2Qの参考様式で、「任意」と書いてあるところを、「不要」又は「—」に修正する。</p>	<p>※ ご意見を踏まえ、「任意」と「不要」の定義については、作成要領にも記載しております。</p>
78	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等 ・ P8～10(3) 決算短信当のファイル形式 ・ P8の表で、HTMLとPDFの両方の提出を求めているが、東証の実務検討会の意見(「実務の方針」P25)を踏まえて、XBRL・HTMLに基づきPDFを生成する機能をTDNetに実装し、PDFの提出は不要にすべきである。これはすぐに対応できなくても、今後の短期的な対応課題とすべきである。 	<p>※ 開示資料のファイル形式につきましては、お寄せいただいたご意見も踏まえて、今後、検討してまいります。</p>
79	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：(3) 決算短信等のファイル形式 ※4(9～10ページ) ・ 意見：実務方針25ページ※1の意見のとおり、XBRL・HTMLに基づきPDFを生成する機能をTDNetに実装し、PDFの提出を不要にすることを今後の短期的な対応課題とすべきである。 	
80	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(参考) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(暫定版)」につきまして、今回より添付資料はHTMLファイルでのデータも提出が必須となりますが、ヘッダー情報、ページ番号はPDFデータのみに表示される情報で、HTMLファイルでは表示されません。PDFファイルにおけ 	<p>※ ページ番号やヘッダー情報については、PDFファイル利用者の利便性の観点から有用と考えられ、引き続き記載を要請することといたします。なお、ページ番</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>る記載内容と、HTMLファイルの内容に齟齬が生じてしまうことになるため、ヘッダー情報とページ番号は記載不要とされてはいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、HTMLファイルにおいて目次ページはその意味を成さないことから、こちらも不要とされてはいかがでしょうか。 	<p>号やヘッダー情報について、PDFファイルとHTMLファイルの間で齟齬が生じていたとしても問題ありません。</p> <p>※ また、HTMLの提出に際しては、現在当取引所において実施している「決算短信のHTML化に関する共同実証実験」において印刷会社から提供されているツールを継続して利用することが想定されますが、当該ツールでHTMLファイルを作成する場合には、目次ページもHTMLファイルに変換されるものと理解しております。</p>
81	<ul style="list-style-type: none"> P26～27 経営成績等に係るその他の指標 今回、この項目が追加されているが、このような指標は比較可能性に課題があり、また会計基準に準拠していないこともあるので、各社が決算短信の「サマリー情報」で開示することには慎重であるべきである。特に会計基準に準拠しない指標が開示されることには懸念がある。例示されている「のれん償却前利益」は、誤解を与える可能性がある指標であるので削除すべきである。 (注)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(P49)に「のれん償却額を調整した利益 (Adjusted EBITDA)」についての言及がある。この Adjusted EBITDA は、「のれん」だけでなく有形固定資産の減 	<p>※ 政府が公表した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」を踏まえて、取扱いを明記したものです。</p> <p>※ 上場会社が経営管理上重要視している指標であって、投資者の経営成績等の理解に資する場合に、任意にサマリー情報に当該指標を追加して記載できる旨を示したものであって、当該指標の追加を求めるものではありません。また、「のれん償</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>償却費と無形資産の償却費も調整した利益の指標である。「のれん償却前利益」という用語はどのような利益かが不明確であり、ミスリーディングである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 4 2 経営成績等に係るその他の指標 ・ 上記 P 2 6 ～ 2 7 のコメントを参照。例示の「のれん償却前利益」は削除すべき。 	<p>却前利益」は指標の例示の 1 つです。</p> <p>※ 経営成績等に係るその他の指標を開示する場合には、投資者の誤解を避ける観点から、当該指標の計算方法の記載を求めています。加えて、当該指標の採用理由を記載することも考えられます。</p>
	<p>4. その他</p>	
<p>8 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期累計期間（第 2 四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）によるレビューを受けることは原則として任意とし、例外として五つの要件のいずれかに該当した場合には、要件該当以後に開示する四半期累計期間（第 2 四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対し、公認会計士等によるレビューを受けることとされている。 ・ 例外として公認会計士等によるレビューを受ける必要のある会社、及びその対象期については、広く一般の財務諸表利用者等が容易に知ることができるよう、貴取引所において開示を行うといった取組をご検討いただきたい。 	<p>※ J P X のウェブサイトにおいて、レビューの義務付け要件に該当した会社の一覧を公表する予定です。</p>
<p>8 3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項目：第 3 条 ・ 意見：企業会計基準委員会（A S B J）は企業会計基準公開草案第 8 0 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等を公表し、将来的な企業会計基準第 1 2 号の廃止も視野にいれている。仮に廃止された場合には、 	<p>※ A S B J において、今後、期中財務諸表に関する会計基準等の開発について検討を行う方針が示されており、ご指摘の点についても、A S B J が期中会計基準の</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>現在四半期で許容されている簡便法などが廃止されることになり、簡便法を適用している企業の作成負担が大きくなることも想定されるため、適当ではない。万が一 A S B J が企業会計基準第 12 号を廃止したとしても、東証においては、実務への影響も十分に配慮し、簡便法を維持できるようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由：実務方針 13 ページ※2 では、「1Q・3Q については、現行の四半期財務諸表作成に係る会計処理及び取扱いを踏襲できるよう対応を行うことを想定」と記載されており、簡便法の廃止は東証の意図とは異なる結果になるため。 	<p>開発を行うに当たり検討されていくものと理解しております。</p> <p>※ なお、実務の方針は、四半期開示の「一本化」を行う際の実務に係る方針を示したものであり、将来にわたっての方針を示したものではありません。</p>
84	<p><該当箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期財務諸表等の作成基準（案）第3条 <p><意見等></p> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社の四半期財務諸表等は、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（四半期会計基準）に準拠して作成することになるが、現在、企業会計基準委員会（A S B J）は、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等を公表し、将来的には四半期会計基準の廃止も視野に入れていると理解している。仮に廃止された場合には、現在四半期決算で許容されている簡便法などが廃止されることになり、企業の作成負担が大きくなることが想定されている。貴取引所においては、四半期会計基準の維持を A S B J に対して要望するとともに、仮に四半期会計基準が廃止された場合には、「四半期財務諸表等の作成基準（案）」を再度見直し、簡便法などの適用が維持できるよう 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>に措置いただきたい。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」のP13の「※2」では、「1Q・3Qについては、現行の四半期財務諸表作成に係る会計処理及び取扱いを踏襲できるよう対応を行うことを想定」と記載されており、仮に四半期会計基準の廃止に伴い簡便法などが廃止されてしまうと、貴取引所の意図とは異なる結果が生じてしまうため。 	
85	<ul style="list-style-type: none"> 第3条1項(1) 「四半期会計基準」に準拠するとしているが、新制度では、この「四半期会計基準」はASBJが新しく開発する「中間会計基準」に改正される。新制度では、1Q・3Q決算短信は当面は残置される「四半期会計基準」に準拠するという変則的な取扱いになる。また、ASBJは今後の方向性として、四半期会計基準を廃止して、「期中会計基準」(仮称)を開発することを視野に入れている。その場合に中間会計基準の経過措置が廃止される可能性もある。東証においては、実務への影響を考慮し、経過措置を維持して、現行の四半期会計基準と同様の会計処理ができるようにすべきである(注)。 (注)「実務の方針」13頁の※2に「1Q・3Qについては、現行の四半期財務諸表作成に係る会計処理及び取扱いを踏襲できるよう対応を行うことを想定」と記載されている。 	
86	<ul style="list-style-type: none"> 適時開示に関して、「バスケット条項」の補足的説明の見直しに関して、どのように見直すのか、2023年11月22日公表の「四半期開示の 	<p>※ バスケット条項では「投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について開示を義務</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>見直しに関する実務の方針」29頁の右覧の記載からは、必ずしも見直しの方向性が明確には伝わらないきらいがある。適時開示ガイドブックにおいて、開示実務の運用に資するような明確な説明が望まれる点からすれば、上場規則上の義務の判断基準と、厳密には義務とはいきれないとしても開示が望まれるという考え方の違いが明らかになるように改訂されることを期待する。</p>	<p>付けており、実質的に投資判断への影響を判断することを求めています。その趣旨がより明確に理解されるように会社情報適時開示ガイドブックの記載内容を見直しております。</p> <p>※ 上場会社が主体的に判断し、投資者にとって有用な情報が積極的に開示される市場環境の整備が重要であると考えており、そのような実務が浸透するよう継続的に取組みを進めてまいります。</p>
87	<ul style="list-style-type: none"> 四半期報告書においては、確認書の提出が求められていたこと、そして第1、第3 四半期財務情報に関しては、レビューが求められない点に鑑みれば、四半期決算短信における開示情報の適正さの確保に向けて、上場企業が講じている措置について、確認することなど新たな制度を検討することが必要ではないか。今回の制度改正にあわせた実施は現実的には難しいとしても、開示情報の適正さを担保する制度については、継続的に検討し、特にサステナビリティ情報など開示対象が拡大するなど環境変化にあわせて、合理性のある制度について、継続的に検討されることを期待したい。 	<p>※ 貴重なご意見として承ります。</p> <p>※ なお、上場規程第412条において、開示する情報の内容が虚偽でないことなど、会社情報の開示を行う場合に遵守すべき事項を定めております。</p>
88	<ul style="list-style-type: none"> 今回、本則市場にて四半期報告書の提出義務が第2四半期のみとなっても監査レビュー報告書のままであるが、プロマーケットは中間監査報告書を出さなければならず、より投資家保護が必要な本則市場が監査レビ 	<p>※ TOKYO PRO Marketの上場会社が提出する中間発行者情報については、期中レビュー報告書の取得でも問</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ュー報告書で、法定開示が不要なプロマーケットが監査報告書という、いわば逆転現象が発生することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本則市場が監査レビュー報告書でいいのであれば、プロマーケットも監査レビュー報告書でよいと考えるが、いかがか。 	<p>題ありません。</p> <p>※ なお、現行規則においても「中間監査報告書若しくは四半期レビュー報告書又はそれに準じたもの」を取得することとしております。</p>
89	<ul style="list-style-type: none"> 非上場会社による任意の四半期短信の提出は認められないという理解でよろしいですか。 	<p>※ 上場規則では、非上場会社に対する制度は規定しておりません。</p>

提出者： 1,50,55,57,58,60,63,76,79,83=一般社団法人日本経済団体連合会、2,61,84=一般社団法人全国銀行協会、3,16,27,32,39,41,56,59,62,64,72,77,78,81,85=公益社団法人関西経済連合会、4,5,8,9,11,12,14,15,17,18,65,86,87=上場会社法制の在り方を考える会、13,22,30,31= EY 新日本有限責任監査法人、20,23,24=有限責任監査法人トーマツ、21,25,38,82=日本公認会計士協会、26,28,33,45,47,49,53=株式会社プロネクサス、66=株式会社ゆうちょ銀行、67=一般社団法人日本貿易会、その他は個人

※ お寄せいただいたコメントのうち、四半期財務諸表等の作成基準及び決算短信・四半期決算短信作成要領等の条文番号及びページ番号につきましては、2023年12月18日に公表した「(参考) 四半期財務諸表等の作成基準 (暫定版)」及び「(参考) 決算短信・四半期決算短信作成要領等 (暫定版) 履歴付き」の条文番号及びページ番号としております。

以 上